

I 令和元年分の年末調整における留意事項等

1 復興特別所得税の計算

所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければなりません。

(注) 租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

このため、**年末調整において年税額を計算する際にも、復興特別所得税を含めた年税額（以下「年調年税額」といいます。）を算出する必要があります。**

なお、毎月の給与や賞与については、税務署から配布している源泉徴収税額表に基づき、所得税及び復興特別所得税の合計額を源泉徴収することができます。

○ 年調年税額の計算方法

年調年税額は、算出所得税額から（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を控除した後の税額（年調所得税額）に102.1%を乗じて算出します（100円未満の端数は切り捨てます。）。

【源泉徴収簿の年末調整欄を使用した計算】

調	差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出所得税額	⑱ (1,000円未満切捨て) 2,607,000	⑲	163,200
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		⑳	140,000
	年調所得税額(⑲-⑳、マイナスの場合は0)		㉑	23,200
整	年調年税額(㉑×102.1%)		㉒ (100円未満切捨て)	23,600
	差引(超過額)又は不足額(㉒-⑸)		㉓	124,066
	超過額	本年最後の給与から徴収する金額	㉔	
	不足額	未払給与に係る未徴収する金額	㉕	
	の精算不足の精算			66 66

㉑ × 102.1%

「年調所得税額㉑」欄の金額に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含む年調年税額を算出します(100円未満の端数は切り捨てます。)

○ 注意

平成24年分以前の源泉徴収簿や、復興特別所得税に対応していない給与計算ソフト等の使用は、復興特別所得税の徴収漏れの原因となりますので、注意してください。

2 令和2年分から適用される主な改正事項

「令和2年分 源泉徴収税額表」の改正や「令和2年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の様式変更が行われました。

また、給与所得控除及び基礎控除に関する改正や住宅借入金等特別控除の改正なども行われています。詳しくは、73ページをご確認ください。

令和2年10月からの 年末調整手続の電子化に向けた取組について

1 年末調整手続の電子化の概要

令和2年10月以降の年末調整においては、従業員（給与所得者）が給与の支払者に提出する控除申告書（「給与所得者の保険料控除申告書」や「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」をいいます。以下同じです。）に、従来は書面（ハガキ等）で添付していた保険料控除証明書等に代えて、保険会社等から交付を受けた控除証明書等のデータ（以下「電子的控除証明書等」といいます。）を添付して提出することが可能となります。

（注） 控除申告書を給与の支払者に電磁的に提出する場合に限りです。

これに伴い、年末調整手続において、従業員（給与所得者）が電子的控除証明書等を用いて簡便・正確に控除申告書を作成し、給与の支払者に対して電磁的に提出することを可能とする、年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（以下「年末調整ソフト」といいます。）を無償提供します（令和2年10月国税庁ホームページ等にて公開予定）。



年末調整ソフトには、①保険会社等から交付を受けた電子的控除証明書等をインポートすることにより、控除申告書の所定の項目に電子的控除証明書等の内容を自動入力する機能、②生命保険料控除等の控除額を自動計算し、控除申告書を作成する機能、及び③作成した控除申告書をデータ出力する機能があります。

なお、①の機能については、マイナポータルと連携し、必要な電子的控除証明書等を自動入手し自動入力することにより控除申告書を作成することも可能となる予定です。

詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の「年末調整手続の電子化へ向けた取組について」ページをご覧ください。

- （注）
- 1 年末調整ソフトとマイナポータルを連携させて電子的控除証明書等を自動入手するためには、マイナンバーカード及びICカードリーダーライター（マイナンバーカード対応のスマートフォンでも可）を取得する必要があります。
 - 2 年末調整手続の電子化は、一定の民間ソフトウェア会社の給与システム等でも行うことが可能です。詳しくは現在ご利用になっている給与システムの開発業者等にお尋ねください。

2 年末調整手続の電子化のメリット

(1) 給与の支払者のメリット

従業員（給与所得者）が控除申告書を電磁的に作成することから、手書きで作成する場合に比べ従業員（給与所得者）の計算誤りなどがなくなり、検算などのチェック事務を削減することができます。また、電子的控除証明書等をインポートして作成した控除申告書データについては、従来行っていた控除申告書の記載内容と保険料控除証明書等との突合、確認事務が不要となります。

さらに、年末調整関係書類は7年分保存する必要がありますが、電子化することにより、保存のために要するコストが削減されます。

(2) 従業員（給与所得者）のメリット

手書きの場合に比べ、控除額計算の手間が削減されます。また、電子的控除証明書等をインポートして控除申告書を作成する場合は、内容に応じ所定の項目へ自動入力されるので、記載の手間が削減されます。

さらに、年末調整ソフトや一定の民間ソフトウェア会社の給与システム等においては、2年目以降、前年の控除申告書データをインポートし、前年から変更のあった部分のみ修正することで、より簡便に控除申告書を作成することができるようになります。

3 年末調整手続の電子化に向けた準備

(1) 給与システム等の改修

現在、年末調整において、従業員（給与所得者）から書面で提出を受けた控除申告書を自社の給与システム等に手入力している給与の支払者については、従業員が提出する控除申告書データを自社の給与システム等に取り込むことができるよう、システムの改修等が必要となります。

既に従業員（給与所得者）から控除申告書をデータで提供を受けている給与の支払者については、従業員（給与所得者）が保険会社等から入手した電子的控除証明書等を給与システムに取り込み、控除額等の計算を行うためのシステムの改修等が必要です。

詳しくはご利用の給与システムを提供している開発業者等にお尋ねください。

(2) 税務署への届出

従業員（給与所得者）から控除申告書をデータで提出を受けるためには、所轄税務署長に、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し、その承認を受ける必要があります。

なお、この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認通知又は承認しないことの決定通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったこととされます。

したがって、令和2年10月以降に提出を受ける控除申告書について電磁的方法により提出を受けるのであれば、令和2年8月までに申請書を提出していただくようお願いします。

(3) 従業員（給与所得者）への周知

法令上、従業員（給与所得者）から控除申告書を電磁的方法により提出を受けるために、事前に従業員（給与所得者）からの了解を得る必要はありません。

しかし、従業員（給与所得者）が保険会社等から電子的控除証明書等の交付を受けるなど、事前準備が必要であることから、早期の周知が必要となります。

なお、従業員（給与所得者）から電子的控除証明書等の取得方法について照会があった場合には、当該従業員（給与所得者）が契約している保険会社等にお尋ねいただくよう併せて周知願います。